

## 基本情報項目調査表

### 短期入所生活介護

#### < 記載要領 >

##### 【共通事項】

###### 記入年月日

記入年月日を記載すること。

###### 記入者名

省令第 140 条の 51 第 2 号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

###### 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

## 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

「法人等の名称」

a 「法人等の種類」

法人である場合には「あり」に記すとともに、下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人（株式会社等）
- 06 特定非営利活動法人
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

b 「名称」

当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

「法人等の連絡先」

a 「電話番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。

b 「FAX 番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。

c 「ホームページアドレス」

当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されていないホームページがない場合には「なし」に記すこと。

#### 法人等の代表者の氏名及び職名

a 「氏名」

当該法人等の代表者の氏名を記載すること。

b 「職名」

代表者の当該法人内の職名を記載すること。

#### 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

#### 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。

## 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

### 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所（以下、「事業所」という）の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

### 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

### 事業所の管理者の氏名及び職名

#### a 「氏名」

当該事業所の指定居宅サービス基準第 122 条に規定する管理者（以下、「管理者」という）の氏名を記載すること。

#### b 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）

#### 「事業の開始（予定）年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

#### 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

#### 「指定の更新年月日（直近）」

当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

### 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定の有無

当該報告に係る生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合に

は、「あり」に記すこと。

#### 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

### 3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

医師（指定居宅サービス基準第121条第1項第1号に規定する「医師」をいう）

生活相談員（指定居宅サービス基準第121条第1項第2号に規定する「生活相談員」をいう）

看護職員（指定居宅サービス基準第121条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）

介護職員（指定居宅サービス基準第121条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）

管理栄養士

栄養士（指定居宅サービス基準第121条第1項第4号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）

機能訓練指導員（指定居宅サービス基準第121条第1項第5号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、同じ）

介護支援専門員

調理員

事務員

その他の従業者

「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

介護福祉士

介護職員基礎研修

訪問介護員1級

訪問介護員2級

訪問介護員3級

#### 介護支援専門員

##### 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」

以下の資格を有する機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

看護師及び准看護師

柔道整復師

あん摩マッサージ指圧師

##### 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

##### 「看護職員及び介護職員 1 人当たりの利用者数」

「介護サービスの利用者への提供実績」の利用者数を、「実人数」の及びに係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

##### 「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤（宿直を除く）を行う当該短期入所生活介護事業所における看護職員及び介護職員のうち、夜間時間帯の最少時及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

##### 「医師の氏名」

主な医師（嘱託を含む）1 人の氏名を記載するとともに、その勤務先及び担当している診療科の名称を記載すること。

#### 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

##### 「前年度 1 年間の採用者数」

当該事業所における前年度 1 年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

##### 「前年度 1 年間の退職者数」

当該事業所における前年度 1 年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

「業務に従事した経験年数」

短期入所生活介護の提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年から3年未満、3年から5年未満、5年から10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

## 4 . 介護サービスの内容に関する事項

### 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 137 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

### 介護サービスの内容等

#### 「専従の機能訓練指導員の配置（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」注 3 に規定する機能訓練指導員に係る加算を受けた場合には、「あり」に記すこと。

#### 「看護体制加算（ ）(介護報酬の加算)の有無」

記入年月日の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」注 4 に規定する「看護体制加算（ ）」を受けた場合には「あり」に記すこと。

#### 「看護体制加算（ ）(介護報酬の加算)の有無」

記入年月日の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」注 4 に規定する「看護体制加算（ ）」を受けた場合には「あり」に記すこと。

#### 「夜勤職員配置加算（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」注 5 に規定する「夜勤職員配置加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。

#### 「認知症行動・心理症状緊急対応加算（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」注 6 に規定する「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。

#### 「若年性認知症利用者の受入加算（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」注 7 に規定する「若年性認知症利用者受入加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。

#### 「送迎実施の有無」

記入年月日の前月から前 1 年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」注 8 に規定する送迎加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

「療養食の実施（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」八に規定する「療養食加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。

「緊急短期入所ネットワーク（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」二に規定する「緊急短期入所ネットワーク加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。

「在宅中重度者受け入れ加算（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」ホに規定する「在宅中重度者受入加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。

「サービス提供体制強化加算（ ）（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」へに規定する「サービス提供体制強化加算（ ）」を受けた場合には「あり」に記すこと。

「サービス提供体制強化加算（ ）（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」へに規定する「サービス提供体制強化加算（ ）」を受けた場合には「あり」に記すこと。

「サービス提供体制強化加算（ ）（介護報酬の加算）の有無」

記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」へに規定する「サービス提供体制強化加算（ ）」を受けた場合には「あり」に記すこと。

「リハビリテーション等の実施状況」

指定居宅サービス基準第132条に規定する機能訓練を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

「協力病院の名称」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

「協力歯科医療機関」

協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

介護サービスの利用者への提供実績

「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス

介護給付費単位数表」に規定する「8 短期入所生活介護費」の介護報酬を請求した利用者について、年齢（65 歳未満、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上 85 歳未満及び 85 歳以上）別に、要介護（要介護 1、2、3、4 及び 5）に該当する者を記載すること。

「利用者の平均年齢」

利用者の平均年齢を記載すること。

「利用者の男女別人数」

利用者について、男女の別に該当する者の人数を記載すること。

利用者の平均的な利用日数

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

「建物の構造」

a 「建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物」

当該事業所が建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

b 「建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物」

当該事業所が建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

c 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であって、火災に係る利用者の安全性の確保対策」

指定居宅サービス基準第 124 条第 2 項（ユニット型指定短期入所生活介護にあっては第 140 条の 4 第 2 項）の規定に適合する場合には、「あり」に記すこと。

d 「地上階」

当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。

e 「地下階」

当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

ユニット型個室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8 短期入所生活介護費」「ロ ユニット型短期入所生活介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

「 単独型ユニット型短期入所生活介護費」の「(-)単独型ユニット型短

期入所生活介護費（ ）」

「 併設型ユニット型短期入所生活介護費」の「(-)併設型ユニット型短期入所生活介護費（ ）」

ユニット型準個室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8短期入所生活介護費」「ロ ユニット型短期入所生活介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

「 単独型ユニット型短期入所生活介護費」の「(二)単独型ユニット型短期入所生活介護費（ ）」

「 併設型ユニット型短期入所生活介護費」の「(二)併設型ユニット型短期入所生活介護費（ ）」

従来型個室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8短期入所生活介護費」「イ 短期入所生活介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

「 単独型短期入所生活介護費」の「(-)単独型短期入所生活介護費（ ）」

「 併設型短期入所生活介護費」の「(-)併設型短期入所生活介護費（ ）」

多床室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「8短期入所生活介護費」「イ 短期入所生活介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

「 単独型短期入所生活介護費」の「(二)単独型短期入所生活介護費（ ）」

「 併設型短期入所生活介護費」の「(二)併設型短期入所生活介護費（ ）」

「居室の状況」

居室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。

「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室

に関する留意事項等について記載すること。

#### 「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

#### 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合は、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 124 条第 7 項第 4 号(ユニット型指定短期入所生活介護にあっては第 140 条の 4 第 7 項第 4 号)に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

### 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常的时间帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1 つとする。

### 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

### 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 140 条において準用する指定居宅サービス基準第 34 条に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

### 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

### 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

#### 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を

実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

## 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

### 介護給付以外のサービスに要する費用

#### 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第 3 項第 1 号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

#### 「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第 3 項第 2 号等に規定する滞中に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

#### 「利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第 3 項第 3 号等に規定する利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

#### 「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第 3 項第 4 号等に規定する利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

#### 「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第 3 項第 6 号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

#### 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（日常生活費）の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第 3 項第 7 号等に規定する指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額（日常生活費）及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

### 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号）」別添 2 に規定する社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を市区町村が実施している場合であって、当該軽減制度を実施している場合には「あり」に記すこと。